

松くい虫等伐倒駆除特記仕様書

1. 薬剤の仕様及び散布量

農薬の種類	有効成分	1 m ³ 当り 使用量 (ℓ)	必要量 (ℓ)
カーバム剤	カーバム (N-メチルジチオカルバミン酸 アンモニウム) (PRTR・1種) 50.0%	原液 1.00ℓ	3 6 8
または			
カーバムナトリウム塩液剤	カーバムナトリウム塩 (メチルジチオカルバマート) 42.0%	原液 0.75ℓ	2 7 6

※ 上記の薬剤は例示品であり、同等以上の効果を有する他の薬剤の使用も認める。

2. くん蒸シートの仕様及び必要量

材 質	規 格	必要量
生分解性プラスチック	幅×長さ 4m×30m	53 巻

※ 上記の資材と同等のものとする。

3. 森林作業道について

- (1) 森林作業道は、「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書」（最終改正 令和4年7月22日付け4林国業第78号）の31条を適用する。
- (2) 森林作業道の作設に当たっては、「森林作業道特記仕様書」に基づき安全に作業することとし、公道へ土砂が崩落、流出等のないよう適切に処理すること。
- (3) フォワーダ等車輛系機械搬入及び伐倒に際して、電線及び公道を損傷しないよう必要な措置を講じたいうで作業すること。
- (4) 作業は仕様書により行うこととするが、この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要あるときは、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

4. 作業について

- (1) 放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（2）当該事業箇所における作業の実施に当たっては、下記に留意し実施することとする。

① 連絡体制等の整備

ア 緊急時に迅速かつ的確な情報が得られる体制を整えるため、ラジオや携帯電話を携行すること。

イ 緊急時に連絡体制が確保できるよう、作業地毎に作業現場と事業所間の連絡状況を確認した上で作業実施すること。

ウ 緊急時の移動ルートなどを作業実施前に作業者全員に周知しておくこと。

② 作業上の留意点

ア 長袖、手袋等を着用し、可能な限り肌の露出は避けること。

イ 土埃が舞いやすい作業を行う場合にはマスク（防塵や花粉対策用など）を着用すること。

ウ 雨天等の荒天時には作業を見合わせ等を含め臨機の対応をとるとともに、衣類が濡れた場合にはタオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替えること。

エ 作業後に手や顔を洗い、うがいをする事。

（3）CSF（豚熱）の感染拡大防止

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、福島県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。